

取締役に応用される倫理規範（注1）

- ・内部規則に従い、「取締役は、業務場所で互いに協力し、互いの意見を尊重するものとし、意見が対立した場合も、取締役会会議で審議する事項について自由に発言するものとする。」
- ・「取締役は、株主およびその他の利害関係者に対して強い責任感を持つものとする。」
- ・「取締役は、その任期中誠実性を高く示し、かつその責任に関連する規則を尊重するものとする。」
- ・「取締役は、その職務または地位に重大な変化があった場合に、その取締役がBNPパリバの取締役としての職務を継続することが適切であるか否かを取締役会が決定することに同意する。」
- ・「すべての取締役は、個人的に取締役に関連する情報に関する法的義務ならびに株式市場の提案および規則を遵守することが要求される。」
- ・「すべての米国籍の取締役は、その国籍に関する規制上の義務を考慮して、一部の取締役会の協議に出席しないことを選択しなければならない。」
- ・「取締役には、個人的能力における場合とBNPパリバの株式を保有している企業内での責任を行使する場合の両方において、インサイダー取引を禁止する法律が適用され、また四半期財務書類および年次財務書類の発表または業績に関する報道発表後6週間以内に限りBNPパリバの株式を購入または売却することが望ましい。ただし、取締役が、証券取引規則に基づきインサイダーであるとみなされる機密情報へのアクセスを有する場合には、この6週間の期間内でもBNPパリバの株式の購入または売却はできない。」
- ・「取締役はBNPパリバ株式の管理者を含むいかなる第三者にも公有でない情報を開示してはならない。」
- ・倫理性および遵守状況に関する質問がある場合、取締役は、当社グループ法令遵守部門および恒常的統制部門の部長に相談できる。」
- ・「取締役は、自らが構成員である取締役会または委員会で自らの責任を十分に果たすことができないと認識した場合、辞任するべきである。」
- ・「取締役または取締役会および取締役会委員会の会議に出席するために招集された他のいかなる者も、当該会議で討議されたすべての事項を極秘に取り扱う必要がある。特に、取締役またはその他の者は、すべてのインサイダー情報、ならびに「経済的知識」に関連して競合他社または外部当事者の利益となる情報および会長が秘密として説明した秘密情報を極秘に取り扱うものとする。かかる義務を遵守しない場合、当該取締役または当該他の者は、損害賠償請求を受けることがある。」

- ・「取締役は、取締役会および取締役会委員会の会議に定期的にかつ積極的に参加し、定時株主総会に出席するよう努力するものとする。」（上記(1)における「取締役会および定時株主総会」の項を参照。）
- ・「定款に基づき取締役が保有する必要がある株式数に加え、定時株主総会で選任された取締役は、1年以上の取締役報酬に相当するBNPパリバの株式を個人的に保有すべきである。」（保有する株式数は、各取締役の個人の経歴の欄に表示されている。）

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約（第12）。

取締役の報酬（注1）

- ・当社グループの従業員でない取締役は、取締役報酬以外のいかなる形態の報酬も受領しない（注2）。
- ・各取締役個人に対して支払われる報酬額は、2005年から変わらず、全額の50%に相当する14,864ユーロの固定部分および会議1回当たりの1,238.67ユーロを含めて、29,728ユーロであった。ただし、取締役会会長は、この規則に基づき追加報酬を受領しない。フランス以外に居住する取締役には、かかる取締役に課される他の制約を考慮して、取締役報酬の固定部分の1.5倍が支払われる。
- ・取締役会の委員会の委員に支払われる報酬額も、2005年から変わらず、固定部分の2,973ユーロおよび変動部分の会議1回当たりの594.60ユーロを含む5,946ユーロであった。財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員長には、固定部分として15,000ユーロ、変動部分として会議1回当たり1,239ユーロが支払われる。アラン・ジョリにより提出された提案に基づき、報酬委員会の委員長および企業統制・指名委員会の委員長としての同氏の取締役報酬は、それぞれ1,000ユーロおよび2,973ユーロであった。
- ・上記に基づき、取締役会は、各取締役に對し、合計523,724ユーロの割当（2007年における498,178ユーロから上昇）を行うことを決定した。取締役報酬の総額は、2005年5月18日の定時株主総会により、780,000ユーロと設定された。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約（第18）。

(注2) 当社グループにおける取締役会構成員：パトリック・オーギュスト、ジャン＝マリー・ギアーノ、ミシェル・ペプロおよびボーデュイン・プロ。

(6) 報酬

- ・取締役会は、報酬委員会の報告に基づき、会社役員であるミシェル・ペプロ、ボーデュイン・プロ、ジョルジュ・ショドゥロンドウクールセルおよびジャン・クラモンの報酬を審査した（注1）。取締役会は、連結財務書類の注8.dに記載されている役員報酬決定の方針に従って、当社グループの業績に関連する定量的目標を適用し、2007年の変動報酬に相当する部分を確認した。また、取締役会は企業統制・指名委員会が行った各会社役員の業績評価を検討した後、当年度における各人の目標の達成を審査した。

- ・取締役会は、ジャン・ローレン・ボナフェがストック・オプションを行使し、割り当てられる株式を保有するため、2008年9月1日現在の固定給与および基本ボーナスならびにその義務を決定した。AFEP-MEDEF企業統制規約に従い、取締役会は2008年11月6日にかかる決定を発表した。また、取締役会は、ジャン・クラモンが会社役員としての任務の終了に伴い、雇用契約に基づき受領する報酬および給付を承認した。
- ・取締役会は、複数の同様のヨーロッパの銀行の役員報酬に関する調査結果を考慮して、2008年の取締役報酬の固定部分、および変動部分の判定の根拠を設定した。
- ・会長および最高経営責任者のいずれも、これらの報酬に関する決定の準備には関与せず、その報酬を設定する決定の取締役会の決議にも参加しなかった。
- ・会長、最高経営責任者および最高営業担当役員の個別報酬は、2008年5月21日の定時株主総会において詳細にわたり提示された。
- ・取締役会は、報酬委員会の報告に基づき、会社役員以外の業務執行委員会の委員の報酬の固定部分および2007年における変動部分を確認した。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第20-1)。

グローバル株式インセンティブ・プラン

- ・取締役会は、報酬委員会の推奨に基づき、2008年度の当社グループのグローバル株式インセンティブ・プランを採択した。当該制度には、3,985,590株のストック・オプション（株式資本の0.45%相当）および820,890株の無償株式（株式資本の0.09%相当）が関係する。当該制度には、責任、実績への貢献または専門的能力において、当社グループの戦略ならびに当社グループの発展および収益性に関して中心的な役割を果たす3,731名の従業員が関係する。取締役会は、当該制度の支払および条件を承認した。
- ・取締役会は、取締役会により定義される付与方針に従い、会社役員に付与するオプション数を決定した。
- ・取締役会は、報酬委員会が提出した報告に基づき、BNPパリバが適用する慣行が、会社役員へのストック・オプションまたは無償株式の付与に関する法的義務および2008年10月6日まで有効であったAFEP-MEDEF推奨を遵守するものであることを確認した。

従業員向け株式発行

取締役会は、従業員向けの新規株式発行の条件を承認した。

連結財務書類の注8.dには、会社役員の報酬方針およびストック・オプションの付与方針が記載されている。また、かかる注記は会社役員に適用される年金制度および年金債務に対応する規定に関する情報も含んでいる。これは、2008年を基に、2008年に支払われた報酬に関するすべての情報および2008年に付与および行使されたオプションの標準化された報告を掲載している。当該注記は2008年12月のAFEP-MEDEF企業統制規約に従い作成された。

[次へ](#)

(7) 財務書類委員会

- ・財務書類委員会は1994年に設置された。2008年において、委員は前年から変わらず、ルイ・シュヴァイツァー（委員長）、パトリック・オーギュスト、ドゥニ・ケスレーおよびエレヌ・プロアが在籍した。大半の委員は、会社の財務管理、会計および財務情報の分野に広汎な経験と専門性を有する。
- ・当委員会の委員は、取締役の3分の2以上が社外取締役であることを推奨するAFEP-MEDEF企業統制規約に従っている。当行の業務執行陣のメンバーは、当委員会の委員ではない。その職務および運営形態は、取締役会の内部規則により規定されている。すべての取締役会の委員会と同様に、当委員会においても、必要に応じ、外部の専門家に依拠することができる。
- ・委員会の知識が常に完全に最新のものであることを確保するため、その会議には、主要問題の概要説明が含まれ、これらは法定監査人の出席のもとで審議および協議される。提示される情報は、補足説明を要求する委員会の委員のために、場合により、取締役会の補助職員により組織される当社グループの部門および業務部門の管理職との会議によって内容を充実させることが可能である。
- ・2008年において、当委員会は1回の特別招集会議を含めて、5回の会議を開き、出席率は100%であった。また、当委員会は、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会との合同会議を1回開催した。議題項目が標準化された形式で記載された文書が、会議の平均3日前に配布された。

財務書類および財務情報の検討（注1）

- ・2008年において当委員会は、業務執行陣により提出された文書および情報ならびに法定監査人が実施した検証手続きに基づき、財務書類を検討した。その検討において、当委員会は、当行の連結財務諸表および個別法人の財務諸表の作成に使用された会計方法の妥当性と一貫性を検証した。当委員会は、コア事業による経営会計データを検討し、連結範囲の変更の影響を検討した。当委員会は、当社グループ財務および開発部の部長から、連結貸借対照表およびその2006年12月31日から2007年12月31日の間における変更に対する分析について発表を受けた。当委員会は、2008年初頭に特別会議を開き、第4四半期および2007年度の予想される経営成績についての要約報告を検討した。

- ・当委員会は、取締役会に対する提示に先立ち、当社グループの経営成績に関する記者発表文案を検討した。
- ・当委員会は、その業務において、金融危機が当社グループの財務書類にもたらした影響およびコア事業の経営成績に特に焦点を当てた。これに関し当社グループ財務および開発部の部長および法定監査人により、計上された損失の影響、リスクに対するエクスポージャーの評価方法および見積もられた引当金について概要説明を受けた。当委員会は、FSFのガイドラインに記載される不安定なエクスポージャーを検討した。
- ・当委員会は、規制資本合計およびリスク加重資産を決定するにあたり適用する方法論的原則について概要説明を受けた。当委員会は、ティア1自己資本比率を選択した。
- ・合同会議において、財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員は、当社グループ財務および開発部によって作成された覚書に基づき、金融商品の取引先リスクの管理および会計負担についての決断を下した。当委員会は、2008年第3四半期末現在における、当行のコンデュイットの融資におけるコミットメントおよびバリュー・アット・リスク (VaR) の増加について当社グループリスク管理部門の部長により概要説明を受けた。
- ・当委員会は、2008年第3四半期の財務書類作成時に考慮した当社グループ財務および開発部ならびに法定監査人による会計基準の適用に関する重要な選択、ならびにSECおよびFASBにより2008年9月30日に発行された会計規則の改訂の詳細に関する共同報告の発表を受けた。
- ・各四半期の財務実績の検討または特定の問題を協議する場合、当委員会は、当社グループ財務および開発部の部長と協議する。2007年の財務書類の検討において、当委員会は、業務執行陣が在席しない状況で、当社グループ財務および開発部の部長と協議した。
- ・当委員会は、当社グループ財務および開発部、会長または最高経営責任者が在席しない状況で、各四半期の財務実績に関する法定監査人のコメントおよび所見を聴取し、関連する質疑応答を行った。
- ・当委員会は、法定監査人の出席のもとで、四半期財務書類の検証過程の一環として当社グループの法人により確認された会計内部統制ポイントについて検討した。
- ・当委員会は、会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続についての取締役会会長の報告書案の一部を検討し、それを取締役会で採択することを推奨した。
- ・各会議の最後に、財務書類委員会は、委員会の所見を取締役会に対して報告した。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第14-2-1)。

取締役会の内部規則の抜料：財務書類委員会

「当委員会は年に4回以上の会議を開くものとする。

委員

財務書類委員会の委員の3分の2以上は、フランス企業統治ガイドラインに従い取締役会が使用する定義に基づき社外取締役としての資格を有するものとする。

当行の業務執行陣のいかなる者も、当委員会の委員を務めないものとする。

権限

当委員会には、当行が発行する四半期、半期および年次財務書類を分析し、取締役会に対してかかる財務書類を提示するに先立ち、特定の項目について更なる説明を得る職務がある。

当委員会は、方法論的問題となるまたは潜在的リスクとなる、会計原則および会計方針の選択、引当金、経営会計データ、自己資本比率規制、収益性指標、ならびにその他の一切の会計問題を含む財務書類に関するすべての事項を審査するものとする。

当社グループの法定監査人との関係

当委員会は、法定監査人の選任手続を指揮し、法定監査業務の実施に対し請求される報酬額につき意見を述べ、かかる選任過程の結果を取締役に報告するものとする。

当委員会は、法定監査人の監査計画、ならびに監査人の推奨事項およびかかる推奨事項の実施を検討するものとする。

当委員会は、法定監査人および法定監査人が所属するネットワークに対してBNPパリバ・グループが支払う当委員会が承認した計算式を使用して計算される報酬の金額および明細につき、年1回通知を受けものとする。当委員会は、BNPパリバに起因する監査法人の収益が、法定監査人の独立性を損なう可能性はないことを確認するものとする。

(税引前で)1百万ユーロを超える合計報酬を伴う業務には、当委員会の事前承認を必要とするものとする。当委員会は、当社グループ財務および開発部からの提案に基づき、一切の他の業務を、事後的に承認するものとする。当委員会は、50,000ユーロを超える報酬を伴う一切の「非監査」業務の当社グループ財務および開発部による一括承認および統制手続を採用するものとする。当委員会は、当社グループの法定監査人が所属するネットワークにより実施された一切の「非監査」業務につき、当社グループ財務および開発部から年1回報告を受けるものとする。

各法定監査人は、当委員会に対し、法定監査人の独立性を保証するための内部統制機構につき年に1回報告するものとし、当社グループの監査における法定監査人の独立性に係る書面を提出するものとする。

当委員会は、年に2回以上、業務執行陣が出席しない状況において、法定監査人との討議のための会議を開催する。

法定監査人は、四半期、半期および年次財務書類の検討に関する当委員会の会議に出席するものとする。

ただし、法定監査人は、法定監査人の報酬または再指名を議題とする当委員会の会議には出席しないものとする。

法定監査人は、法定監査人の職員に関する特定の問題を議題とする当委員会の会議には出席しないものとする。

特段の事情のない限り、四半期、半期および年次の経営成績および財務書類を含むファイルは、翌月曜日または火曜日に予定されている当委員会の会議に先立つ金曜日または土曜日の朝までに、当委員会の委員に対して送付されるものとする。

四半期、半期および年次の経営成績の発表に関連して会計原則の解釈の問題が生じ、重大な影響を伴う選択が必要となる場合は、法定監査人ならびに当社グループ財務および開発部は、提起された問題の性質および重要性を分析し、様々な可能性のある解決法を提示し、行われた最終選択の論理的根拠を説明する文書を、四半期毎に当委員会に提出するものとする。

会長の報告

当委員会は、会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続に関する取締役会会長の報告書案を検討するものとする。

面接

当委員会は、その権限の範囲である一切の問題に関して、適切と判断する場合には、業務執行陣の他のメンバーが出席しない状況において、当社グループ財務・会計部の部長および資産・負債管理部の部長の面接を行うことができる。

当委員会は、当委員会もしくは当行の経営陣が責任を負う可能性があり、または当行が開示する財務および会計情報の品質を損なう可能性がある当委員会の権限の範囲に属する一切の問題に関して、当社グループ財務および開発部の部長に面接を要請することができる。

共通条項

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会および財務書類委員会は、リスク管理政策およびBNPパリバの帳簿上の引当金に影響を及ぼす事項に関して議論するために、年に1回以上の合同会議を開くものとする。当該会議は、財務書類委員会の委員長が議長を務める。」

当社グループの法定監査人との関係（注1）

- ・当委員会は、各法定監査人から、業務を行う際の独立性に関する書面による申告を受領した。
- ・当委員会は、法定監査人から、専門的な監査基準に従い作成された、当社グループの監査計画についての報告を受けた。

- ・法定監査人不在の状況において、当委員会は、法定監査人に対してBNPパリバ・グループが支払う2007年における報酬金額および比較研究の結果についての通知を受けた。当委員会は、業務執行陣が収集した情報に基づき、BNPパリバに関係する監査法人の収益および当該監査法人が所属する関係者の収益が、法定監査人の独立性を損なう可能性がないことを確認した。
- ・当委員会は、2008年に公表された新監査基準を遵守するため、監査に直接関係しない業務の内部手続を変更するよう取締役会に推奨した。当委員会は、必要に応じて、監査に直接関係しない業務についても検討・承認した。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第14-2-2)。

(8) 内部統制・リスク管理・法令遵守委員会

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、銀行業務運営に係る特定の事項に対応するために1994年に設置された。2008年の委員は、前年から変わらず、フランソワ・グラボット(委員長)、ジャン・マリー・ギアノおよびジャン・フランソワ・ルプティが在籍した。その委員のうち3分の2は、AFEP-MEDEF企業統制規約に従い社外取締役であった。ほとんどの委員は、財務または会計の分野に広汎な経験と専門性を有する。当行の業務執行陣は、当委員会の委員ではない。

- ・2008年において、当委員会は5回の会議(1回の特別招集会議を含む。)を開き、出席率は93%であった。当委員会はまた財務書類委員会とも1回の会議を行った。
- ・議題に関する文書は、平均して、会議の3日前に当委員会の委員に配布された。

内部統制、法令遵守および規制当局との交渉

- ・当委員会には、2008年の法令遵守および恒常的統制に関する年次報告書の草案が提供され、当委員会はこれらの報告書案の主要な議題について協議した。当委員会はまた、当行の一般検査部門により作成された2007年の定期的統制報告書の草案および当行の一般検査部門により提案される追加事項を受領した。
- ・当委員会は、コア事業および業務部門に設定された業務リスク、恒常的統制手段、統制計画の目標および進展ならびにその行動計画の追加事項に関連する定量的データを構成する恒常的統制の報告書を検討した。当委員会は、当委員会のために、規制、法令遵守および恒常的業務統制の分野における2008年上半期の重要な事象について法令遵守部長により作成された要約を検討した。かかる委員会はまた当行の一般検査部門による2008年上半期の業務報告について概要説明を受けた。当委員会は、不正に対抗するための当社グループの政策を検討した。
- ・当委員会は、市場取引の統制および安全性を確保するための業務手続および手段を検討するため、業務執行陣が年初に開始した計画の進展について複数回にわたり概要説明を受けた。
- ・当委員会は、複数の子会社について当社グループ・レベルで定期的統制を中央集権する狙いで、取締役会の決議案を審議し、提案した。
- ・当委員会は、業務執行陣、銀行委員会およびAMF間で行われた連絡交換について審議し、これを取締役に報告した。

- ・当委員会は、業務執行陣が出席しない状況において、恒常的統制・法令遵守部門の部長および定期的統制を担当する一般検査部門の部長の面接を行った。
- ・当委員会は、会長の報告の草案のうち内部統制に関する部分を検討し、取締役会による承認を提言した。

信用リスク、市場リスクおよび流動性リスク

- ・当委員会は、当社グループリスク管理部門の報告において強調される、金融危機により影響を受けたすべての分野を正式に検討し、産業分野別および地理的分野別の明細を分析した。当委員会は、信用リスク、取引先リスクおよび市場リスクを専門とする当社グループリスク管理部門の部長の代理人に面接を行い、当委員会の質問に対しそれぞれの責任分野について回答を得た。
- ・当委員会は、1回の特別会議および各通常会議の大部分を、市場業務および法人リスクに関する不安定なエクスポージャーについての検討に充てた。2008年に当委員会は、当社グループの消費者金融およびモーゲージ・ローン・ポートフォリオの検討を複数回行った。
- ・当委員会は、定期的に更新されるバリュー・アット・リスク（VaR）に対する市場動向の影響について概要説明を受けた。当委員会はまた、当社グループリスク管理部門により行われたポートフォリオのリスク因子に関するストレス・テストの結果および業務執行陣により特定の問題を協議する目的で定期的に招集されるリスク政策委員会の結論について報告を受けた。
- ・これらの各会議において、当委員会は、資産・負債管理部の部長による流動性市場の動向およびBNPパリバのポジションについての報告を検討した。
- ・当委員会は、業務執行陣が出席しない状況において、当社グループリスク管理部門の部長および資産・負債管理部の部長に面接を行った。

取締役会の内部規則の抜粋：内部統制・リスク管理・法令遵守委員会

「当委員会は年に4回以上の会議を開くものとする。

委員

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員の過半数は、フランス企業統治ガイドラインに従い取締役会使用する定義に基づき社外取締役としての資格を有するものとする。

当行の業務執行陣のいかなる者も、当委員会の委員を務めないものとする。

権限

当委員会は、内部統制およびリスクの測定および監視に関する報告、ならびに一般検査部門の運営および主な所見に関する報告を分析し、当行とフランス銀行規制当局（銀行委員会）の総務との連絡を行う職務がある。

当委員会は、適用ある規則に従い当社グループにもたらされるリスクおよび収益性の測定、ならびにかかる事項および方法論に関連する特定の問題の分析に基づき、当社グループのリスク管理方針の主要な点を審査する。

また、当委員会は、すべての法令遵守関連の課題、とりわけレピュテーション・リスクまたは職業倫理の分野における課題にも対処する。

面接

当委員会は、適切と判断する場合には、業務執行陣の他の者が出席しない状況において、定期的統制を担当する一般検査部門の部長、当社グループ法令遵守部門および恒常的統制部門の部長、ならびに当社グループリスク管理部門の部長の面接を行うことができる。

当委員会は、取締役会に対し、使用される方法および手続に関する評価を提示する。

当委員会は、かかる部門が当社グループ内で組織される方法に関する意見を述べ、これらの作業のプログラムにつき情報を提供される。

当委員会は、内部監査部門の運営および報告に関する半期毎の概要書を受領する。

共通条項

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会および財務書類委員会は、リスク管理政策およびBNPパリバの帳簿上の引当金に影響を及ぼす事項に関して議論するために、年に1回以上の合同会議を開くものとする。当該会議は、財務書類委員会の委員長が議長を務める。」

(9) 企業統制・指名委員会

2008年において、企業統制・指名委員会の委員は、アラン・ジョリ（委員長）、クロード・ベベアーおよびローレンス・パリゾである。すべての委員は、社外取締役の資格を有する。各委員は、企業統制問題に精通しており、大手国際企業の経営において実証された実績を有している。

- ・ 当行の業務執行陣のいかなる者も、当委員会の委員を務めていない。新規に取締役を指名し選任する場合および会社役員交代の場合の業務には、当委員会には取締役会会長が含まれる（注1）。
- ・ 2008年において、企業統制・指名委員会は、3回の会議を開き、出席率は78%であった。

（注1） AFEP-MEDEF企業統制規約(第15-1)。

取締役会の内部規則の抜粋：企業統制・指名委員会

- ・ 当委員会は、企業統制を監視する責務がある。その役割は、BNPパリバ内部の企業統制慣行の適用に際し取締役会を支援し、また、取締役の経営実績を査定することにある。
- ・ 当委員会は、国内外における企業統制の動向を把握する。当委員会は、当社グループの手続、組織および行動を最適な慣行に一致させる目的のもと、当社グループにとって最適な手段を選択する。
- ・ 当委員会は、委員会内部の人員、または当委員会が適切と判断するその他の内部もしくは外部の手続により、取締役会の経営実績を定期的に査定する。
- ・ 当委員会は、取締役会会長による企業統制に関する報告書草案、ならびに適用ある法令および規則により要求されるその他の書面を調査する。
- ・ 当委員会は、取締役会の審議の便宜のために取締役会会長を推薦する。
- ・ 当委員会は、取締役会会長と協力して、取締役会の審議の便宜のために最高経営責任者を推薦し、また、最高経営責任者の推薦と同様に最高営業担当役員の候補者も推薦する。
- ・ 当委員会は、委員長が出席しない状況において、委員長の経営実績を評定する。また、当委員会は、当事者が出席しない状況において、最高経営責任者および最高営業担当役員の経営実績の評定を行う。
- ・ 当委員会は、会社役員の後任に関する計画を作成する責任も負っている。
- ・ 当委員会は、委員長および委員の指名につき、取締役会への推薦を行う。
- ・ 当委員会は、取締役の独立性の評定およびその調査結果の取締役会への報告も行う。当委員会は、必要に応じ、取締役が繰り返し会議を欠席する場合の状況調査を行う。

取締役会の経営実績—取締役の経営実績評定（注1）

2008年において、当委員会は、取締役会およびその専門委員会の経営実績の査定を準備した。取締役により作成された査定の要約は、委員長による報告として提出する前に、確認のために取締役会に提出されている。

- ・ 当委員会は、2007年の査定において取締役会により提案された改革が正式に実施されたことを了解した。

- ・当委員会は、取締役会および当委員会に対する各取締役の個人的貢献を査定した。当委員会は、フランソワ・グラボットが内部統制・リスク管理および法令遵守委員会の委員長としての任務を果たした状況について、とりわけ責任の要件およびこれらの任務に必要な独立性の要件に関して検討を行い、フランソワ・グラボット、スザンヌ・バーガー・ケニストン、ジャン＝フランソワ・ルプティ、およびエレーヌ・プロアを再任するよう取締役会に提言した。
- ・当委員会は、候補者につき、あらかじめ設定され取締役会に提出された基準に照らして検討した後、取締役会を辞任したジェアール・クロムの後任として、ダニエラ・ウェイパー・レイを候補として提案した。当委員会は、取締役の就任に関して2009年における任期満了に先立つ最初の査定を行ったことになる。
- ・当委員会は、取締役の個人的事情に関して、2004年欧州委員会規則第809号の違反事例を認識しなかった。また、取締役からかかる事例が存在するとの申告も受けなかった。当委員会は、BNPパリバの取締役による倫理規定の違反を認識しなかった。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第15-2)。

後任者計画 (注1)

- ・当委員会は、取締役会会長と共に、当社グループ業務執行陣の後任および継続の状況に関して詳細な査定を行った。
- ・当委員会は、最高経営責任者に従い、ジャン・クラモンの後任としてジャン＝ローレン・ボナフェを最高営業担当役員に指名するという業務執行陣および委員長による提案の修正案を検討した。当委員会は取締役会がかかる提案を採用することを勧告した。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第15-2-2)。

会社役員の評価

- ・取締役会は、本人が立ち会うことなく、取締役会会長の経営実績の評価を実施した。
- ・また、当委員会は、本人が立ち会うことなく、最高経営責任者および最高営業担当役員の実績評価を実施した。
- ・当社グループの戦略および将来への準備の実施に関する展望、意思決定およびリーダーシップスキルを考慮して、会社役員の実績評価がなされる。かかる評価に基づき、役員個人の報酬の変動部分が決定される。

会長の報告書

- ・当委員会は、企業統制に関する会長の報告書の草案部分を検討し、取締役会による承認を提言した。

(10) 報酬委員会

- ・2008年において、報酬委員会の委員は、アラン・ジョリ（委員長）、フランソワ・グラポットである。委員のうち3分の2は、社外取締役であった。かかる委員は、大手国際企業において、報酬システム、負担基準奨励給制および年金問題の分野における広い実績および専門性を有している。
- ・当行の業務執行陣のいかなる者も、当委員会の委員を務めていない。取締役会会長は当委員会の委員ではないが、取締役会会長自身に関する事項を決議する場合を除き、その討議に参加するよう依頼される（注1）。当委員会は、人事担当役員の面接を行う。
- ・取締役会の内部規則に従い、報酬委員会は、報酬、年金給付金、ストック・オプションおよび当行の経営決定機関または代表機関の構成員の離職を統制する規定を含めて、会社役員の個人的地位に関するすべての問題に対処する職務を負う。
- ・当委員会は、定時株主総会にて設定された一般的制限の範囲内において、取締役の年間報酬の計算基準および個別の金額を提案する。
- ・2008年において、当委員会は、5回の会議を開き、出席率は87%であった。
- ・当委員会は、委員長、最高経営責任者および最高営業担当役員の報酬を審査した。当委員会は、2007年に関して支払うべき変動報酬の金額を設定し、かかる点に関する提案を取締役に提出した。当委員会は、多数の欧州での同等の銀行の重役の報酬に関する調査の所見について概要を把握しており固定報酬および2008年の変動報酬を決定する基準に関する提案を取締役に提出した。
- ・当委員会には、業務執行委員会の委員の報酬が通知された。
- ・当委員会は、ストック・オプションおよび無償株式を含む新たな株式インセンティブ・プランの条件を承認した。当委員会は、この2008年の株式インセンティブ・プランは法律上の要件に従って設定されたことを確認し、このプランの受益者名簿を承認し、会社役員に帰属するストック・オプションの数を決定の上、取締役会に提案した。当委員会は、2003年3月21日から導入された調整の仕組みにより毎年のプランにおいて行使価格が1回以上増加したことを確認した上で、行使価格の計算基準を特定した。
- ・当委員会は、2008年9月1日付で最高営業担当役員に任命されたジャンーローレン・ボナフェの固定報酬および同氏の2008年の変動報酬を決定する基準を明示し、その提案を取締役に提示した。当委員会は、ジャン・クラモンが最高営業担当役員としての任期末に対応する報酬を承認し、その提案を取締役に提示した。
- ・当委員会は、会社役員の報酬に関する2008年10月6日付のAFEP-MEDEF勧告を精査し、取締役会に実施を提案した。
- ・当委員会は、AFEP-MEDEF勧告を考慮に入れた2009年期のグローバル株式インセンティブ・プランの予備的査定を遂行した。

(注1) AFEP-MEDEF企業統制規約(第16-2)。

取締役の報酬

- ・取締役の報酬の個別金額は、2005年と同様である。当委員会は、提案された2008年度の取締役の報酬の配分方法を審査し、かかる提案を取締役に提出した。

内部統制

当社グループの内部統制システムに関する以下の情報は、業務執行陣によって提供されたものである。最高経営責任者は、内部統制のシステムおよび手続ならびに法律上内部統制に関する報告書に記載が必要なすべての情報についても責任を負っている。本書は以下の当社グループ各部門によって提供される情報を利用して作成された。かかる部門とは、法令遵守部、リスク管理部、財務および開発部、法務部ならびに一般検査部門を指す。本書は、経営決定機関によって承認された。

BNPパリバの内部統制ガイドライン

フランスおよび海外の銀行業界における内部統制は、バンキングおよび金融規制の中心であり、かつ様々な法令に準拠している。

本業界においてBNPパリバに適用される主な規制は、CCLRF規則97-02（改正版）（注1）であり、これは銀行および投資会社内の内部統制システムの遂行および監督に関する条件を規定するものである。これらの規則は、取引および内部手続のための管理システム、会計システムおよび情報処理、リスクおよび成果評価システム、ならびに内部統制の文書化および報告システムに関する原則を定めるものである。当該規則の第42条に基づき、銀行は取締役会宛に内部統制に関する年次法定報告書を作成することが義務付けられている。

規則97-02に定められているように、BNPパリバは個々の組織および管理者が、恒常的統制および定期的統制に責任を持つという内部統制システム（以下「内部統制」という。）を設けている。内部統制システムはまた、必要に応じ、AMF（フランス金融市場機関）の一般規則、フランス国外の支店および子会社ならびにポートフォリオ管理および保険等の専門的な業務に適用される規則、当該事業分野で一般的な業界の慣行ならびに自己資本要件に関連する国際組織（とりわけバーゼル委員会および上級監督機関グループが重要とされる。）の勧告を勘案しなければならない。

（注1）本規則は、内部統制の仕組の効率性を高めるために頻繁に改正される。

内部統制の定義、目的および基準

BNPパリバ・グループの業務執行陣は、全体的なリスク統制を確保することおよび当行の当該分野における目標の達成のために合理的な保証を与えることを主要な目的とした内部統制システムを設置している。このシステムは、基本的な内部参照書類として機能している当社グループの内部統制憲章において規定されている。この憲章は、当社グループ内で広く普及し、当社グループのすべての従業員が自由に入手することができ、内部統制を以下に記載する事項を保証する仕組と定義している。

- ・従業員間の力強いリスク管理文化の発展
- ・当社グループの内部運営の有効性および質の高さ

- ・ 内部情報および外部情報の信用性（特に会計および財務情報）
- ・ 取引の安全性
- ・ 適用される法令および内部方針の遵守

当該憲章は、内部統制に関わる様々な当事者の組織、責任系統および付託事項に関する規則を定めるものであり、また各統制部門（法令遵守部門、一般検査部門およびリスク管理部門）は独立して運営されなければならないという原則も確立している。

内部統制の範囲

内部統制の基本原則の1つは、対象範囲が包括的でなければならないという点である。すなわち内部統制は、運営上（コア事業、事業分野、部門、領域）または法律上（支店および連結子会社）にかかわらず、例外なくあらゆる種類のリスクおよびBNPパリバ・グループのあらゆる企業に同様に適用される。また、外部委託された主要なサービスまたは運営活動につき、連結の範囲外である場合においても当社グループが運営管理を確保している会社と同様に、規制要件にしたがって拡大適用される。

当該原則の実施には、責任配分の正確な概観およびグループ事業における継続的な成長が必要とされる。

内部統制の基本原則

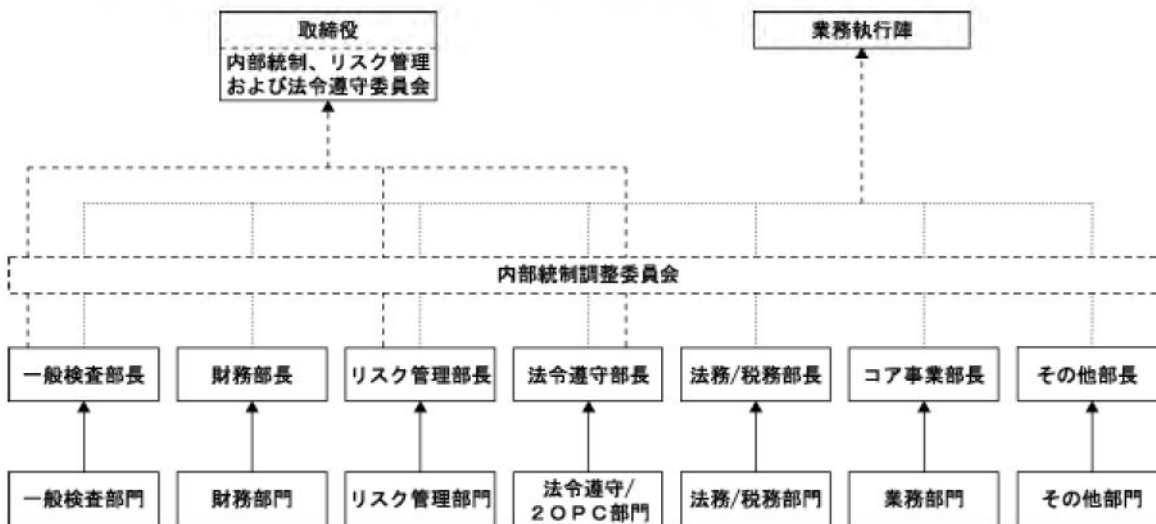
BNPパリバの内部統制は、下記の基本方針を基盤としている。

- ・ **運営スタッフの責任** 恒常的統制システムは企業の運営組織内に組み込まなければならない。運営管理者は、自らが責任を負う業務に対し効果的な統制を確実に行わなければならない。また、すべての従業員は各人が認識した問題または失敗について早急に通知する義務を負う。
- ・ **内部統制の包括性** 上記「内部統制の範囲」を参照。
- ・ **任務の分離** 任務の分離は、開始、遂行、記録、決済および管理という取引における様々な段階に適用される。任務の分離はまた、個別の統制を遂行する独立した部門間ならびに恒常的統制および定期的統制間にも存在する。
- ・ **リスクの比例** 統制の範囲および数は、保障されるリスクレベルに比例しなければならない。これらの統制は、運営管理者によって遂行される1つ以上の統制、また必要であれば1つ以上の恒常的統制部門からなる。
- ・ **内部統制トレーサビリティ** これは書面による手続および監査証跡に依存する。より高いレベルの当社グループ企業統制のため、企業によって報告される統制、業績、開発および情報は追跡可能でなければならない。定期的統制チーム（一般検査部門）は、定期的な検査を遂行してこれらの方針が遵守されているかどうかを確認する。

内部統制の組織

BNPパリバの内部統制は、恒常的統制および定期的統制からなる。両者は相互補完的である一方で、互いに明確に異なり、独立している。

- ・恒常的統制は、リスク管理および戦略的行為の監視を継続的に実施するための全プロセスである。これは、運営会社内か独立した法人かを問わず、運営スタッフおよびその管理者ならびに恒常的統制部門によって遂行される。
- ・定期的統制は、一般検査部門によって実施される調査に基づき、銀行業務の「事後的」審査をするための全プロセスである。一般検査部門は、基本的に個別にこれらの役目を遂行する。



内部統制に関わる当事者

- ・業務執行陣は、取締役会に報告を行うと共に、当社グループ全体の内部統制システムに関して責任を負っている。
 - ・すべてのレベル（フロント/ミドル/バック・オフィス、サポート部門等）における運営スタッフ、また特に指令報告ラインにいるスタッフは、リスク管理に関して第1レベルの責任を有し、恒常的統制の当事者を指揮する。運営スタッフが遂行する第1レベルの統制とは以下のとおりである。すなわち、運営スタッフが担当し、責任を有する取引の統制、その他の運営スタッフによって担当される業務もしくは取引における統制または管理統制である。
 - ・恒常的統制部門。これらの部門は、以下のような第2レベルの統制を実行する。
 - ・法令遵守部門は、グループが「法律上および規制上の規定、専門的および倫理的水準を遵守し、また取締役会および業務執行陣の全体的な政策に従うこと」を確保するために、不遵守のリスクの恒常的統制に貢献する。統合管理の取り決めを通じて、コア事業およびサポート部門においてコンプライアンスを担当するチームを営業部長と共に統合的に監督するために特別に保証された高い独立性を有している。法令遵守部長は最高経営責任者に報告を行い、銀行委員会において、恒常的統制に関するあらゆる事項につき当行を代表する。
- また、専門チームを通じて、事業ライン（コア事業および事業のライン）およびサポートに関する運営上の恒常的統制ならびに統制部門の監督が保証される。

最後に、内部統制調整委員会および主要な部門間プロジェクト（特に内部統制システムを支えることを狙いとしたプロジェクト）を調整することによって、当社グループの全般的な内部統制システムの調整役を確保することができる。かかるシステムは2008年度に重要性が増すようになり、2009年度においても継続する予定である。

- ・リスク管理部門は、とりわけその取引および新たな活動における「第2レベル」の統制によって、BNPパリバが負う信用リスクおよび市場リスクにつき、政策、取得しようと努める格付および収益性の目標に対する準拠ならびに適合の保証に貢献する。当社グループリスク管理レベルにおける本部門関連の任務は、その恒常的統制の目標に貢献しながら、独立してコア事業を指揮し、部門をサポートすることにある。リスク管理部長は、業務執行委員会の一員であり、最高経営責任者に直接報告を行う。
- ・財務および開発部門は、当社グループの財務情報システムに関するプロジェクト管理の監督および当社グループの財務構造の法令遵守を保証することにより、財務書類の準備および質の高い管理統制に関与している。財務および開発部長は、業務執行委員会の一員であり、最高経営責任者に直接報告を行う。
- ・それぞれが関与する関連分野において、恒常的統制に従事する主要当事者であるその他の部門は以下のとおりである。すなわち、法務部、税務部、IT生産部、情報技術およびプロセス部ならびに人事部である。
- ・定期的統制。定期的統制（第3レベルの統制と呼ばれている。）は、以下を含む一般検査部門によってすべての当社グループ法人のために個別に遂行される。
 - ・本店に本拠地を置き、当社グループ全体にわたって統制を遂行する権限を付与された検査役。
 - ・地理的またはビジネス拠点の分野に配備される監査人。
- ・定期的統制は、最高経営責任者に経営上の報告を行う一般検査部門長の責務である。また一般検査部門長は、取締役会に直接または内部統制・リスク管理・法令遵守委員会を介して報告を行う。
- ・取締役会は、内部統制の任務を遂行する。特に、内部統制、リスク管理および法令遵守委員会を設置することによって、以下の任務を行っている。
 - ・内部統制ならびにリスクの測定および監視に係る報告書、および一般検査部門の運営に係る報告書の分析、ならびに主要な監督機関との連絡交換。
 - ・当社グループのリスク管理方針における主要点の審査。

内部統制の調整

内部統制調整委員会（以下「ICCC」という。）は、恒常的統制に従事している主要人物（上記参照）、5つのコア事業の長またはそれらの代表、および定期的統制部門長の間で毎月開催される。

当委員会は、以下の役割を担っている。

- ・業務執行委員会の一員である法令遵守部長が議長を務め、当社グループの内部統制の調整を担う。
- ・当社グループの別のリスク管理委員会に代替することを目的としているのではなく、システム全体において効果を高めることを目的としている。
- ・内部統制システムの一貫性およびかかるシステムの規則への準拠性を保証している。
- ・共有の内部統制の手段を普及させることを目指している。
- ・内部統制に係る年次報告書と「責任憲章」の要件に従い、恒常的統制および定期的統制の部門によって作成された投資家サービスの統制との全体的な整合性、ならびに内部統制手続に係る取締役会会長の報告との一貫性を高める。

ICCCの議長は、最高経営責任者の監督下にあり、最高経営責任者または取締役会が必要と判断する場合には、取締役または関連する取締役会委員会（通常、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会）の監督下に置かれる場合がある。

2008年に、ICCCが取り組んだ主要な議題は下記のとおりである。

- ・当社グループの内部統制憲章の審査
- ・不正防止政策および手続
- ・恒常的統制システムを改善するための部門の枠を超えたプロジェクト
- ・恒常的統制に関する半期毎の報告書

手続

調査活動は、リスクの認識および査定、統制の実行、報告過程の確認ならびに監視システムの管理と並び、恒常的統制システムの中心的な職務の一部である。

書面によるガイドラインが当社グループ全体に配布されており、当該ガイドラインには組織上の構造、適用される手続および統制を規定した当社グループの内部統制のための基本的な枠組が定められている。法令遵守部門は本店レベルで、恒常的運営統制の監督との関連において、手続および恒常的統制の担当者の情報網を活用し、手続に関するガイドラインの完全性が定期的に監視されているかを管理している。かかる取組みは、部門間手続および運営組織のための手続（レベル3の手続）、両方のレベルにおいて、継続的に一連の手続および適用基準を効率化して、その頒布の拡大化および計画の改善を行い、アクセスを容易にし、かつそれらを蓄積するより良い手段を考案している。

当社グループの部門間協力ガイドライン（レベル1および2）は、すべてのコア事業および部門が積極的に参加している継続中のプロセスの一環として更新される。統制組織に関し、プロセスの有効性に関する年2回の調査は、恒常的統制部門の年2回の報告に組込まれている。

当社グループの部門間手続の中では、すべての企業に関連する、例外的な取引、新商品および新たな活動を承認する手続が、リスク管理、当座クレジットの承認および市場取引の分野において特に重要である。これらのプロセスは、主に運営スタッフで構成される委員会（取引委員会、信用委員会等を除く。）および取引において「第2レベル」の統制を遂行する恒常的統制部門（リスクおよび法令遵守部、ならびに財務部、法務部およびその他関連部門）にとりわけ依存している。議論が生じる場合、組織内のより高いレベルでの処理事項となる。かかるプロセスの頂点は、業務執行陣がそのメンバーとなっている委員会（信用委員会、キャピタル・マーケット・リスク委員会、リスク政策委員会）である。2008年度末、業務執行陣が当社グループのリスク傾向に関する定期的審査を実施できるようにするために、かかる委員会におけるメンバーの参加を条件として、月次リスク委員会が開催された。

2008年の重要事項

当社グループの法令遵守

2008年、当社グループの内部統制システムは、不正防止問題および金融危機の影響により著しく注目された。

2007年度中に準備された不正防止、不正発見および過失に対する政策は、2008年初頭に公表された。この政策は恒常的統制システムにおいて不正防止および不正発見が果たす必要不可欠な役割に焦点をあてており、また当分野における恒常的運営統制の監視を体系化する。未だ進行中である第2の主要措置は、年度初めに公表される政府報告書を考慮しながら、市場運営における不正防止システムの審査、および必要不可欠な改善を導入することである。

金融危機に関して、上記リスク委員会の設置に加え、BNPパリバは金融機関の内部統制システムの欠陥につき、国際機関（例えば上級監督機関グループ）および民間団体（例えば国際財務機関）による顕著な成果の概要と同一水準に達するために、内部統制システムをかか成果の観点から査定し、望ましい改善を実践できるよう努力してきた。

内的統制システムにおいて新しい組織的水準を導入しようとする継続的な取組みは、金融危機の重大な影響によっても妨げられることはなかった。

恒常的運営統制

2008年度において当社グループの恒常的統制システムは、リスク管理における運営スタッフの関与および本アプローチの体系化という2つの観点からさらに強固なものとなった。

運営スタッフの役割が再確認され、恒常的統制システムの調整および監督を担当するチームの責任が明確になった。これらのチームをより独立させ、内部告発および統制的役割を可能にするために、当社グループ法令遵守部門による指導のもと、それぞれコア事業および部門レベルでの報告に関する2つの中央ならびに運営ラインがチームと合併した。

BNPパリバにおける恒常的運営統制は、2008年度に強化された以下の5つの主要な側面から構築される。

- ・不正および重大な事件のリスクに特別焦点をあてる、リスクの識別ならびに査定

- ・2008年1月1日より、業務リスク（バーゼルⅡ）における資産要件に関して先進的手法が適用されるリスク管理
- ・リスク・クリティカリティを考慮して各企業に適用される、主要なプロセスによる一般的な統制計画の形式化
- ・より広い範囲での支部および本店レベルにおける、業務リスクおよび統制に関する管理報告書の提出
- ・特に、新しい企業に対する内部統制委員会の拡張および恒常的統制部門による勧告の監視を通じた、システムの強化運営

これらの活動は、BNPパリバがその目標および価値を反映する恒常的運営統制システムに依存できるよう、特にリスク・マッピングおよびアプローチの産業化に関連して、2009年度にはさらに発展する。

定期的統制

一般検査部門の人員再編は、2008年に完全に配備された。現在内部監査職員は、地理的またはビジネス拠点の分野によって分類される。この新たな組織により、最適な管理および運営状態のもと、責任の明確な定義、短縮された連絡網の設置、およびBNPパリバにおける内部監査職員の専門性を高めることが可能となった。

2008年、かかる部門は「推奨」プロセスも審査し、これ以降当該プロセスは恒常的運営統制によって監視されている。被監査者と共有しているワークフロー・ツールおよび恒常的運営統制は、当該プロセスをサポートするために発展した。

2008年上半年期、本部門のためのリスク査定方法が最終決定し、ツールの形で配布された。リスク査定の均一性を確保するために、本部門に属するすべての監査人は当該リスク査定方法を共有しており、これが権限を整備する基準となっている。

定期的統制部門は、監査人のスキルアップへの投資を継続した。研修申し出は延長され、Eラーニングへの依存が増加する中、監査人は本部門の研修ガイドラインおよびより良いスキル・マネジメントの可能性を特集したカタログを入手できるようになった。

最後に、品質プログラムの実行および成果に基づき、一般検査部門は、監査プロセスに関連した知識基盤の調整および充実を目標とした知識プログラムを立ち上げた。かかる枠組の中で、具体的には専門監査基準を目的として、内部監査プロセスにおける既存のガイドラインが再検討され、その他の手法が創設された。

内部統制人的資源

2008年度末、多様な内部統制部門の要素の中で、常勤に相当する従業員（以下「常勤従業員」という。）の数は、以下のとおりである。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2007年/2008年 変化率(%)
法令遵守部門	465	614	740	928	+24%
恒常的運営統制部門(注1)	50	70	439	492(注2)	+12%
当社グループリスク管理部門	834	869	881	954	+8%
定期的統制部門	746	902	854	829	-3%
合計	2,095	2,455	2,839	3,203	+13%

(注1) 2008年度において、恒常的統制部門および業務リスク監視部門の合併が実施されたため、恒常的統制部門における業務リスク事業の新たな領域は、比較を目的として2007年度に再構成された。かかる部門は、恒常的統制、業務リスクおよび事業継続計画調整チームが含まれる。

(注2) 2008年度半ばにおける調査。

第2レベルの恒常的統制

- ・2008年12月末現在、法令遵守部門の常勤従業員数は24%増加し、928人であった。2005年度からの急激な増加は次の2つの発展によるものである。
 - ・当社グループにおける継続的かつ安定した前年同期比における成長および買収活動によって牽引された成長
 - ・BNPパリバに対する枠組における新規条件を含む規制の大幅な変更（MiFID、市場濫用に関する指令、第3指令、禁輸に関する対応策、透明性の条件等）
- ・これは、当社グループ事業の安定した成長に対応するために、法律違反に関するリスク管理上の監督手続を十分に導入するというBNPパリバの意向を示している。
- ・2007年度における恒常的統制部門および業務リスク監視チームの合併により誕生した新規の恒常的運営統制に係る法人は、当社グループの様々な法人におけるアプローチ実現について調整をしている。この新しい法人には2008年度半ば時点で492人の常勤従業員が在籍していた。かかる数字は、コア事業および部門の主任チームを含むが、内部統制に関与する人材および当社グループにおいて多数存在する専門的な統制者のチームを除く。
- ・2008年度末、当社グループリスク管理部門（GRM）には954人の常勤従業員が在籍していた。リスク管理部門は現在の金融危機により良く対処するために、リスク管理部門RCM（リスク・キャピタル・マーケット）の範囲内にてその資源を増強し続け、また、2つの新たな部門（資産運用および証券管理事業のグループリスク管理部門（GRM R AMS）および海外リテール・バンキング・サービスのグループリスク管理部門（GRM R IRS））を創設し、それぞれ資産管理運用および証券管理のリスクならびに海外リテール・バンキングおよび金融サービス・コア事業に関与している。

定期的統制

2007年度末から2008年度末にかけて、当行の一般検査部門における平均人数は854人から829人となり、わずかに減少した。この減少は、主にBNLの再編成によるものであると説明される。BNLは、定期的統制関連の事業ラインおよびスタッフを恒常的統制部門に移動させた結果、雇用難に陥っている。海外リテール・バンキング・サービスのコア事業部門も複数のセンターで同様の問題に直面した。その他コア事業の定期的統制の社員数はわずかに増加した。2008年度末現在、被監査者に対する監査者の比率は0.6%であり、これは2007年度から変化しなかった。

最高経営責任者の権限の制限

最高経営責任者は、あらゆる状況においてBNPパリバの名において行為し、第三者との取引において当行を代表する幅広い権限を有している。

最高経営責任者は、これらの権限を会社の目的の範囲内で、かつ株主総会および取締役会にフランス法上明示的に付与された権限に従って、行使するものとする。

当社グループ内では、取締役会の内部規則により、最高経営責任者は250百万ユーロを超える投資または投資の中止（ポートフォリオ取引を除く。）の決定、および提案された250百万ユーロを超える株式の取得または処分を行う際に、取締役会に事前承認を仰ぐことが義務付けられている。最高経営責任者は、総報酬が1百万ユーロ（税引前）を超える監査契約に関し、取締役会の財務書類委員会の暫定的承認を求めなければならない。

会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続

会計および財務情報の作成および処理に関する役割および責任

最高経営責任者の権限に基づき、当社グループ財務および開発部は、会計および財務情報の作成および処理の責任を負う。その任務および責任としては、下記が含まれる。

- ・ 質の高い財務書類の作成および配布
- ・ 質の高い経営会計の作成および当社グループの方針を定めるために必要とされるすべての定量的データ予測の提供
- ・ 当社グループの財務情報システムに関するプロジェクト管理の監督
- ・ 当社グループの財務状態の最適化
- ・ 当社グループの財務状態が、金融市場で良好な状態であることの保証
- ・ 当社グループの開発戦略の調整および外部的成長の管理
- ・ 経営管理に対する早期警告

財務部門の責務は、各会計主体（注1）内の現地の財務課部門、各コア事業レベルでの財務課部門および当社グループ財務および開発部によって、当社グループの異なるレベル毎に履行される。

会計および財務データの作成、ならびにその信頼性を確保するために考案された統制は、まず、かかる情報をコア事業、さらには当社グループに報告し、下記記載の内部保証手続に基づき当該情報が信頼できることを認証する、会計主体の財務課により行われる。

その後、コア事業／事業分野／領域は、会計主体が作成した財務諸表に対し、それぞれの水準でさらなる統制を行う。それらは、会計および経営データの適切な調整を行うことにより、報告書の水準を高める。

当社グループ財務および開発部は、正式な報告手続に沿いつつコア事業／事業分野／地域により検証された、会計主体の作成する会計および経営情報すべてを収集する。その後、当社グループ財務および開発部は、かかるデータを業務執行陣の使用または外部の第三者への報告に供するために整理する。

(注1) 「会計主体」とは、親会社であるBNPパリバならびに各連結子会社および支店を指す。

会計および財務情報の作成

会計方針および規則

各法人の現地における財務書類は、現地のGAAPに基づいて作成されるが、その一方で当社グループの連結財務書類は、欧州連合により採用されたIFRS（国際財務報告基準）に基づいて作成されている。

中央の当社グループ一般会計部門に属する会計方針部門では、IFRSに基づき、会計方針を当社グループ全体において適用すべきものと規定している。当該部門は規制の変更を監視して、かかる変更に従った新しい内部会計方針および解釈を策定する。IFRSの会計マニュアルは、BNPパリバにおける内部ネットワーク通信ツール（イントラネット）によって、コア事業、事業分野および法人内の会計チームに作成および配布されている。かかるマニュアルは、法規変動を反映するために、定期的に更新される。また本中央部門は、定期的に会計主体のための特殊な分析を実施する。

中央予算および戦略管理統制部門では、当社グループの事業分野すべてに適用される経営管理規則を規定する。当社グループの会計および経営管理方針は、内部ネットワークツールを使って閲覧可能である。

利用されるシステム

当社グループ財務および開発部門内の専門チームの役割は、財務部門における情報システム（会計システム、費用会計システム、会計および規制連結報告システムならびに連結管理報告システム）の対象構造を規定することを含む。これらは、当社グループおよび事業分野レベルにおいて異なる既存の会計基盤の収斂が増加することを背景として、情報の共有および部門間プロジェクトの遂行を促進する。

BNPパリバ・グループの連結財務書類を作成するために使われる情報は、当行の多様な取引処理システムにより、営業部門から会計部門へ伝達される。これらのシステムの十分な供給を確保するために、各レベルの情報伝達連鎖において経路統制が保証されている。また、当社グループは事業の成長およびより一層の複雑さに適応させるため、これらのシステムを定期的に改良している。

最後に、専門チームは、事務部門における会計手続の規定、ならびに当社グループ財務および開発部門により定められた会計原則を運営レベルで適用するための会計システムの規定に関与している。

連結会計および財務情報の収集ならびに作成のプロセス

会計および財務情報を収集するプロセスは、2つの個別の報告経路によって管理され、そのうちの1つは会計データ専用、もう1つは経営データ専用である。双方のデータ集積媒体は、MATISSE（経営・会計情報システム）として知られる統合連結ソフトウェア・パッケージを用いている。現地レベルでは、財務チームは当社グループの原則に従って、有効な財務および会計データをシステムに入力する。

この報告過程は、財務および経営会計データの両方の経路に適用される。

・会計データ

当社グループの財務書類作成のための手続は、すべてのコア事業および連結会計法人に配布されるガイドラインに規定されている。これは、会計および財務データの標準化ならびに当社グループの会計基準の遵守を促進するものである。当社グループの各法人は、月毎または四半期毎に会計処理を行い、当社グループの報告期限に従って連結報告書類および経営会計を作成する。報告過程の各段階に伴う検証手続は、以下の確認を行おうとするものである。

- ・当社グループの会計基準が正しく適用されていること。
- ・連結の目的上、社内取引が正しく調整および消去されていること。
- ・連結前の記帳が正しく行われていること。

関連コア事業の財務部門は、報告以前の段階における管轄範囲内の会計主体から連結財務書類の作成を担当する当社グループ財務および開発部門内の課までを連結パッケージとして統制する。

・経営データ

経営情報は、各法人および事業分野により該当するコア事業の財務部に毎月報告され、これを受けて当該コア事業の財務部は、かかるレベルにおける連結経営データを当社グループ財務および開発部における予算および戦略管理統制部門に報告する。

各法人およびコア事業について、当社グループの報告システムへパッケージを提出する前に、主な収益および費用項目間で経営データおよび損益計算書の中間残高に基づき調整が行われる。これは、当社グループ財務および開発部が連結会計利益と経営報告利益との間の一貫性を確保するために行う全体的調整により補完される。これら2つの調整は、信頼性のある会計および経営データを確保するための手続の一部を構成する。

会計および財務情報の統制に関する手続

当社グループ財務および開発部における会計に係る内部統制

会計リスクを中心とする監視が確実に行われるために、当社グループ財務および開発部は「当社グループ統制および認証」からのチームおよび「BNPパリバ(フランス) 統制および認証」チームを、「統制および認証」という単一の部門に統合した。

「当社グループ統制および認証」チームは、下記の主要な責任を有している。

- ・会計内部統制システムに関する当社グループの方針を明確にすること。本システムは、会計内部統制環境を体系化するための一定原則およびそれらの連結報告パッケージに特記された情報の信頼性確保に焦点を定めた主要な統制を提供し、会計主体がこれを実行できるようにする。当社グループは連結企業が使用するために会計内部統制ガイドラインを発行し、2008年度における会計統制の標準的なプランを広めた。これには会計リスクを防ぐことを狙いとした主要な統制が掲載されている。

- ・特に下記の内部認証プロセスを通じて、当社グループ内において会計に係る内部統制環境が正しく機能することを確保すること。
- ・当社グループ内部で作成される財務書類の質に関し、取締役会の経営管理および財務書類委員会に対して四半期毎の報告を行うこと。
- ・コア事業分野と連動した各法人による法定監査人の勧告の実施を監視すること。かかる監視は専門ツール（FACT）の利用により容易になる。FACTによって、各会計主体はそのためになされた勧告の監視および様々な活動計画の経過を定期的に報告することができるようになる。当社グループの財務および開発部門は、連結企業内で作られる会計内部統制システムの改善を認識し、またかかる勧告への集中的な監視により特定できたあらゆる部門間の問題に対する解決法を規定どおりに提供することができる。

「BNPパリバ(フランス) 統制および認証」チームは、BNPパリバ(フランス) ならびに当社グループの財務および開発部門が会計を担当する法人に対し報告を行う、フランス国内のリテール・バンキングのネットワークならびにコーポレート・バンキングおよび投資銀行事業から提供された会計情報の品質管理を担っている。かかるチームは、下記の主要な責任を負っている。

- ・会計システムを供給する事務部門および当社グループ会計部の連携
 - ・会計統制およびかかる統制を実行するツールに関する事務チームの研修
 - ・事務部門が、自身の指揮する統制について報告できるようになる「初期認証プロセス」（下記に記載）の調整
 - ・かかる管轄範囲内のすべての法人内部における第2レベルの会計統制の実施。これらの統制は第1レベルの統制と共に事務部門によって実施される。
- BNPパリバ(フランス) の会計統制は、以下の機能をもつ会計統制ツールに特に依存している。
- ・各会計につき、自己の正当性および統制に対し責任を有する分野を特定
 - ・各事業毎の業務システムにおける残高と、かかる会計システムに記載された残高の調整
 - ・債務履行を監視するため、未決済勘定を特定

内部認証プロセス

ー当社グループ全体

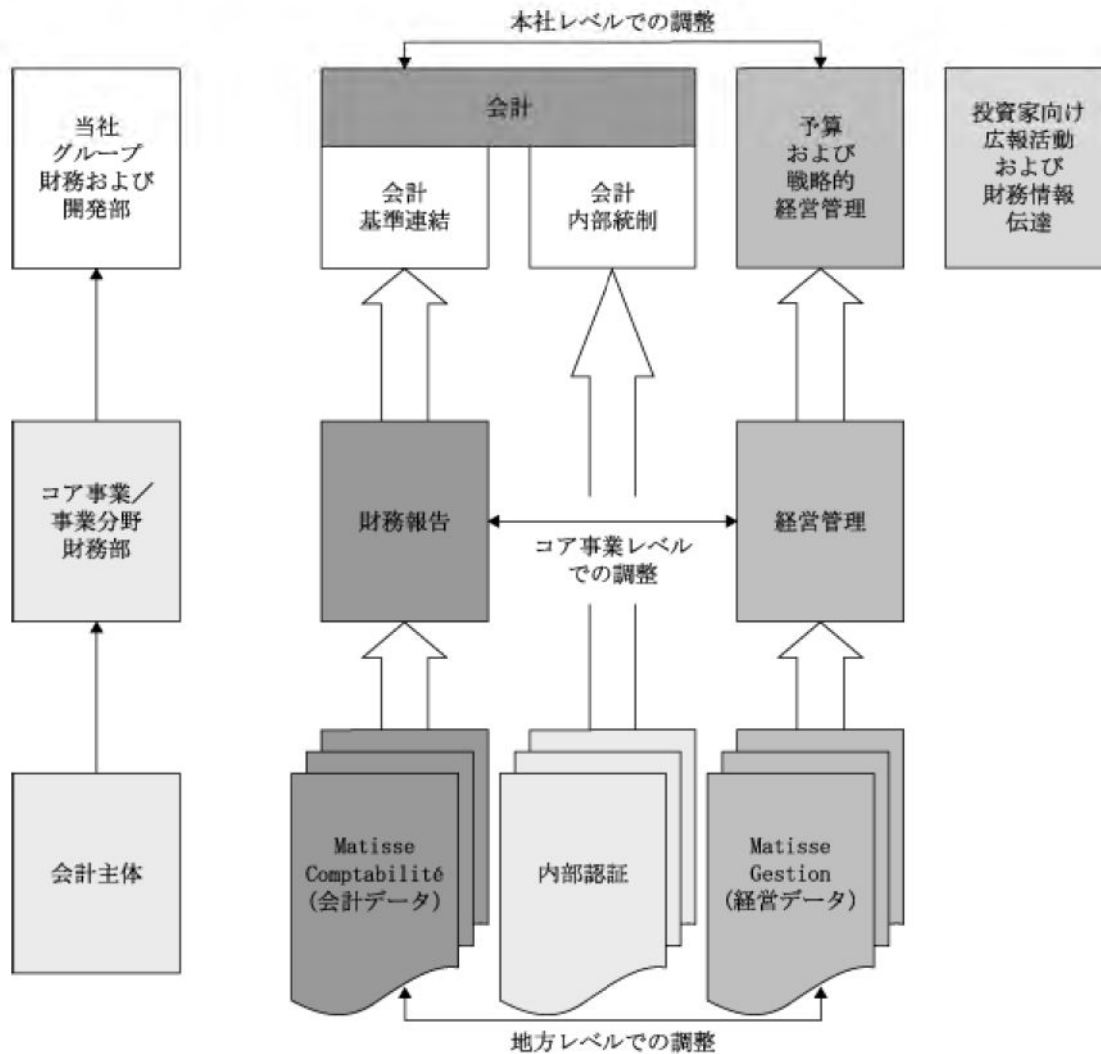
当社グループ財務および開発部は、コア事業／事業分野の財務課による統制ならびに当社グループ財務および開発部内における統括課による統制と共に、様々な会計主体によって作成された四半期情報に関する内部認証プロセスを導入した。かかる手続は、FACT（財務会計統制ツール）のインターネット／企業内ネットワーク基盤のアプリケーションを使用する。

関係組織の財務部の責任者は、当社グループ財務および開発部に対し、以下の事項に関する認証を行う。

- ・当社グループ財務および開発部に報告された会計情報が信頼できるものであり、当社グループの会計方針に適合していること。

・会計情報の正確性を保つための会計用の内部統制制度が効果的に機能していること。

この内部認証プロセスはグループ全体の会計に関する内部統制監視制度の一部を構成しており、これにより、当社グループの連結財務書類の作成およびその正確性に対して全般的な責任を負っている当社グループ財務および開発部は、財務諸表に関する問題点を把握し、会計主体が適切な是正措置を講じているかを監視し、必要であれば、適切な引当金を準備することができる。この手続に関する報告書は、当社グループの四半期連結決算時に業務執行陣および取締役会の財務書類委員会に提示される。



一法人レベル

当社グループに対する認証手続には、それぞれの財務部門が会計処理全体を概観できるように、各会計主体に合わせて調整された会計用の内部統制制度が必要とされる。かかる目的のため、当社グループ統制および認証部門は、取引の処理ならびに会計および財務データの作成の編成の結果かかるプロセスが必要となった場合には、会計データを対象とした「初期認証」（または「予備認証」の）プロセスの実行を勧告することとしている。

当該手続は、会計データの作成および会計統制を行うことに関与している者（例えば経営管理部門、事務部門、人事部門、リスク管理部門、税務部門、管理統制／企画部門、支払部門、資金部門、情報技術部門等）が、その提供した情報が正確であり、その担当している会計および財務情報の信頼性を確保するよう策定されている基本的な統制が効果的に機能していることを正式に認証することを要求する。初期認証の結果は各地の財務課に提出され、財務課はこれを分析し、概略報告書を作成し、制度の有用性を監視するために他の担当者と連携する。

また、FACTの適用は、企業に対し、それぞれの水準に策定された措置を直接管理することができる専門の環境を提供することにより、初期認証プロセスの自動化も可能にする。

金融商品の評価および市場取引の結果を判断するための監督アレンジメント

当社グループ財務および開発部は、当社グループの財務書類および経営会計データの作成およびその質に対する責任を負い、市場リスクおよび経営データを監視するという総合プロセスの中で、金融商品の市場価格またはモデルの作成および管理を金融商品の評価に関与している様々な関係者に委任する。

かかる業務の管理は、すべての関係者に関わり、財務部門がその責任を負う。

かかる管理手続の目的は次のとおりである。

- ・金融商品に関する取引が、財務および管理データの作成に関する当社グループの方針に従って当社グループの帳簿に適正に記録されていることを確認するため
- ・財務および経営会計の作成ならびに市場および流動性リスクの管理および監視を並行する上で金融商品の評価および報告の質を保証するため
- ・市場取引の結果が正確に決定、理解および分析されることを確認するため
- ・関連する業務リスクを管理するため

かかる恒常的統制プロセスは、当社グループの内部統制憲章に従い第1および第2レベルの統制を採用し、法人内の各レベル（すなわち当社グループ、コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業および市場取引を会計上記録している主要領域）において存在する。

財務課は、第2レベルの統制を遂行し、専門の投資銀行事業チーム（以下「CIB財務統制」という。）によってすべてのプロセスを確認することができる。財務課は、様々な関係者によって報告される情報を決定する。すなわち、これは実施された上位段階における管理の結果および質と共に様々な事業の傾向を示す量的かつ質的なデータによって構成される。

毎月開催される委員会は、市場取引の評価および認識に関する問題の全範囲について協議するため、すべての関係者を一堂に会するために段階的に開催されている。四半期毎の決算手続の一環として、コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業の財務課は、CIB財務統制チームの活動および統制の効率化を図るための業務、ならびに市場取引の結果の評価および認識の信頼性に関する事項を、当社グループの最高財務責任者が委員長を務める業務執行委員会に報告する。当該委員会は四半期毎に開催され、当社グループ財務および開発および会計部、投資銀行事業部ならびに当社グループリスク管理部門の取締役が出席する。

定期的統制—中央会計検査チーム

一般検査部門には、財務監査を専門とする検査役チーム（中央会計検査チーム）が含まれる。これは、技術的観点および監査契約に内包されている会計リスクの分野の両面で当社グループの内部監査能力を向上しようとする戦略を反映している。

そのアクション・プランは、当社グループ財務および開発部が利用可能な遠隔会計内部統制ツールならびに一般検査部門により作成されたリスク評価表に基づいている。

チームの中核的な目的は以下のとおりである。

- ・一般検査部門が検査を行う際の機能を強化するために、会計および財務の専門知識の中核を編成する。
- ・BNPパリバ・グループを通じて、内部監査の最良の実施を普及させ、監査業務の質を統一する。
- ・会計リスク領域を、当社グループ水準で認識および検査する。

会計内部統制システムの開発

会計内部統制システムは、当社グループの要求に常に適合している。前述の手続は、当社グループを通して、統制の適正レベルを確保することを目的とする発展的システムの一部を形成する。

当社グループの法定監査人との関係

各年、法定監査人は、当社グループ会社の年次財務書類と共にBNPパリバ・グループの連結財務書類の公正さに関する意見書を発行している。

法定監査人はまた四半期毎に限定的審査を実行している。法定監査の任務として、以下のものがある。

- ・会計基準の重要な変更を検証し、財務書類委員会に対し、重大な影響および採り得る手段に関する勧告を提示する。
- ・監査において検討される会計および財務情報の準備のために、内部統制システムの一部を改善する目的で、財務部門の法人／コア事業／事業分野に対し、確認事項、監視結果および勧告を提示する。

取締役会の財務書類委員会は、上記「BNPパリバのコーポレート・ガバナンス」に記載のとおり、重大な影響を与える会計上の選択に関し、その概要を把握している。

企業の情報公開－（記者発表、臨時報告等）

財務報告書は、当社グループの様々な活動の公表、財務成績の説明および事業展開方針の詳細の報告を、株主、機関投資家、アナリストおよび格付機関に対して行うために、当社グループ財務および開発部の「投資家向け広報および財務情報伝達」を担当するチームにより、対外公表用に作成される。

業務執行陣および最高財務責任者に対する報告を行っているこのチームは、BNPパリバ・グループが発表する財務情報の様式を策定する。このチームは、コア事業部および本部と連携して、当社グループの成績および戦略的計画の発表ならびに臨時報告を対外公表用に準備する。

投資家の要望の高まりおよびヨーロッパの企業の情報公開において最先端に立つという当社グループの決定により、BNPパリバはその成績を四半期毎に金融市場に対して公表するための詳細な情報公開様式を採用した。法定監査人は、財務書類委員会および取締役会に対し報告を行う以前に、その検証に関与し、四半期、半期または年次財務書類の締め切りにあたり記者発表段階で審査を行う。

(訳文)

連結財務書類に関するビー・エヌ・ピー・パリバの法定監査人の監査報告書
2008年12月31日に終了した事業年度

ビー・エヌ・ピー・パリバ株主各位：

会社の株主総会の決議により依頼された業務内容に従い、我々は、2008年12月31日終了事業年度に係る以下の事項について報告する。

- － 添付されているビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の監査
- － 評価の正当性
- － 法令により義務付けられている特定の証明

本連結財務書類は取締役会により承認されている。我々の責任は我々の監査結果に基づき本連結財務書類に対して意見を表明することにある。

I - 連結財務書類に対する意見

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、連結財務書類における金額および開示に関する監査証拠を入手するための、試査または抽出を基礎とする手続の実施を含んでいる。監査はまた、経営陣が採用した会計方針の適切性や、経営陣による会計上の見積もりの妥当性の評価と共に、連結財務書類全体の表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して、2008年12月31日現在における当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度の経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上記の意見を限定することなく、我々は、特定の金融資産の組替を認めた2008年10月15日付のIAS第39号の改訂の適用による会計方法の変更について記載している、連結財務書類に対する注1(「重要な会計方針の要約」)および注5.aに記載された事項について注意を喚起する。

II - 評価の正当性

会計上の見積もり

経済危機および金融危機により、ボラティリティは異常に高騰し、一部市場での流動性が急激に低下し、また経済および財務上の見通しの評価が困難になったため、連結財務書類に対する注4.bおよび4.jで記載した通り、金融機関は、事業活動、業績、リスクおよびリファイナンスを中心に幅広い悪影響を受けた。この情勢は、当事業年度の財務書類を作成する上で(特に会計上の見積もりを行う上で)特有の状況を生み出した。このような状況を踏まえ、我々の行った評価の正当性に関連するフランス商法(Code de Commerce)L.823-9条の規定に従い、我々は以下の事項について注意を喚起する。

信用リスクおよび取引先リスクに係る減損引当金

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注1、4.a、4.d、4.j、5.c、5.dおよび5.eに記載の通り、その事業に伴う信用リスクおよび取引先リスクをカバーするために減損引当金を計上している。我々は、信用リスクおよび取引先リスクの監視、減損テストの方法ならびに個別およびポートフォリオ別の減損損失の決定に適用される統制手続を検証した。

金融商品の測定

ビー・エヌ・ピー・パリバは、活発な市場で取引されていない金融商品に関する自社のポジションを測定するだけでなく、特定の引当金を決定し、ヘッジの指定が適切かどうかを評価するために、内部のモデルおよび手法を用いている。我々は、不活発な市場の特定、内部モデルの評価、および使用されるインプットの決定に適用される統制手続を検証した。

売却可能資産の減損

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注1.c、5、2.d、2.fおよび5.cに記載の通り、長期的なまたは著しい減価の客観的証拠がある場合には、売却可能資産の減損を認識している。我々はそのような証拠の特定や最も重要な項目の評価、また該当する場合、減損損失を計上するために用いられている見積もりと関係のある統制手続を検証した。

のれんの減損テスト

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注1.b、4および5.lに記載の通り、のれんに関する減損テストを実施したが、減損損失の計上にはいたらなかった。我々は、これらのテストの実施に用いられた手法、ならびに使用された主な仮定およびインプットを検証した。

繰延税金資産

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注1.k、2.gおよび5.hに記載の通り、当事業年度中に特に繰越欠損金と関係のある繰延税金資産を認識した。我々は、これらの繰延税金資産の計上に用いられた主な見積もりおよび仮定を検証した。

従業員給付引当金

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注1.jおよび7.bに記載の通り、従業員給付債務をカバーするために引当金を設定している。我々は、これらの債務を測定するのに採用された手法、ならびに使用された主な仮定およびインプットを検証した。

こうした評価は、連結財務書類全体としての我々の監査に関連して実施されたものであり、従ってこの監査報告書の最初の部分において表明した我々の監査意見の形成に寄与している。

III - 特別な検証

法令義務に基づき、我々はまた当グループのマネジメントレポートに含まれる特定情報の検証も行った。その公正な表明および連結財務書類との整合性について我々が報告すべき事項はない。

2009年3月11日、ノイ・スル・セーヌおよびクールブポワール

法定監査人

デロイト&アソシエ
パスカル コリン

プライスウォーターハウスクー
パース オーディット
エティエーヌ ボリス

マザー
アーヴ エリア

[次へ](#)